

**組見本**  
(A5判縮小)

第2 公益社団法人・公益財団法人に関する登記 350/194/1

2 変更の登記

公益認定による名称等の変更と登記申請手続

**質問** 公益認定を受けたいのですが、どのような手続をするのでしょうか。

**回答** 公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁の認定を受けることができます(公益法人4)ので、公益認定を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁に対して公益認定の申請をすることができます。

行政庁は、公益認定をしようとするときは、公益認定に関する意見聴取(公益法人8)を経て、当該法人が公益認定の基準(公益法人5)に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとされています。

公益認定を受けた一般社団法人又は一般財団法人は、その名称中の一般社団法人又は一般財団法人の文字をそれぞれ公益社団法人又は公益財団法人と変更する定款の変更をしたものとみなされます(公益法人9 I)。

350/194/14 第2章 一般社団法人・一般財団法人等の登記

みなされます(公益法人29 V)。

行政庁は、公益認定の取消しをしたときは、遅滞なく、当該公益法人の主たる事務所の所在地及び従たる事務所の所在地を管轄する登記所に当該公益法人の名称の変更の登記を嘱託しなければなりません(公益法人29 VI)。この登記の嘱託書には、当該登記の原因となる事由に係る処分を行ったことを証する書面を添付しなければなりません(公益法人29 VII)。具体的には、処分の内容を確認することができる書面(公益認定取消書)のほか、その効力が発生したことを証する書面として、公益認定を取り消したことが公益法人に告知されたことを確認することができる書面(配達証明書、受領書の写し又は上申書)を併せて添付する必要があるとされています。

なお、この名称の変更の登記については、登録免許税は課されません(登税5 ④)。

**参考法令** 第19条の3 (添付書面の特例)

本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。  
●法令改正などに対応して発行される追録(低価格)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。  
●改正にならない部分は、そのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。  
●ご希望によりさしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

350/194/2 第2章 一般社団法人・一般財団法人等の登記

の書面の添付は必要ありません。

**解説**

1 公益認定の手続

(1) 公益認定の申請

公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁の認定を受けることができます(公益法人4)。

(注) 公益目的事業とは、学術、芸芸、慈善その他の公益に関する公益法人法別表各号に掲げる種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するものをいいます(公益法人2 ④)。

公益認定の申請は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を行政庁に提出しなければなりません(公益法人7 I)。

- ① 名称及び代表者の氏名
- ② 公益目的事業を行う都道府県の区域(定款に定めがある場合に限り)並びに主たる事務所及び従たる事務所の所在場所
- ③ その行う公益目的事業の種類及び内容
- ④ その行う収益事業等の内容

公益認定の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければなりません(公益法人7 II)。

第2 公益社団法人・公益財団法人に関する登記 350/194/15

**参考書式**

○一般社団(財団)法人変更登記申請書  
(公益認定による名称の変更の場合)

受付番号票貼付欄	
一般社団(財団)法人変更登記申請書	
1 会社法人等番号	○○○○-○○-○○○○○○(注1)
フリガナ	○○カイ
1 名称	一般社団(財団)法人○○会(注2)
フリガナ	○○カイ
(新)名称	公益社団(財団)法人○○会(注3)
1 主たる事務所	○県○市○町○丁目○番○号(注4)
1 登記の事由	公益認定による名称変更

**新日本法規出版株式会社**

本社 〒460-8455 名古屋市中区栄1丁目23番20号  
 総務本部 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地  
 東京本社 〒060-8516 札幌市中央区北1条西7丁目5番  
 札幌支社 〒981-3195 仙台市東区加茂1丁目48番地の2  
 仙台支社 〒162-8407 東京都新宿区西谷砂土原町2丁目6番地  
 東京支社 〒337-8507 さいたま市見沼区南中野244番地1  
 名古屋支社 〒460-8456 名古屋市中区栄1丁目26番11号  
 大阪支社 〒540-0037 大阪市中央区内平野町2丁目1番12号  
 広島支社 〒730-8558 広島市中区国泰寺町1丁目5番9号  
 高松支社 〒760-8536 高松市扇町3丁目14番11号  
 福岡支社 〒810-8663 福岡市中央区大手門3丁目3番13号  
 (2022.11)498-110

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

**問答式**

★各種法人の登記実務をQ&Aでわかりやすく解説!!

**法人登記の実務**

**編集** 法人登記実務研究会

**問答式で実体規定と登記申請手続がわかる!**

本書は、数ある法人登記の対象法人の中から代表的なものを選び上げ、各法人ごとに設立登記をはじめ各種の登記について実体法の解釈と登記申請手続とを問答式でわかりやすく解説した、他に類を見ない実務手引書です。

**参考法令・先判例・書式例も併載!**

各設問の末尾には、参考となる法令の条数を明記し、必要に応じて先判例の要旨を掲載したほか、登記申請書等の書式例も豊富に収載しましたので、内容理解のための一助となります。

**設立・変更から解散・清算まで 登記申請書の書式例も多数収載!**



加除式・A5判・全5巻・ケース付・総頁7,684頁  
 定価39,600円(本体36,000円) 送料1,170円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許 第3400925号)

0120-089-339 (通話料無料)  
 受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)  
 WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>  
 E-mail [eigy@sn-hoki.co.jp](mailto:eigy@sn-hoki.co.jp)



法令情報を配信!



# 掲載内容

※掲載内容中、●印は参考書式です。

## 第1章 総説

### 第1 法人登記通則

#### 1 法人登記の意義等

- 法人登記の意義及び商業登記との関係
- 登記手続上の法人の分類
- 法人登記の効力
- 法人登記の種類
- 名称の登記におけるローマ字その他の符号の使用

- 名称の登記における「支部」という文字の使用
- 名称又は名称の変更の登記におけるフリガナの記載

#### 2 登記所及び登記官

- 法人登記の管轄登記所
- 登記官の身分及び職務
- 登記官の審査権
- 登記官の職務執行制限

#### 3 登記簿その他の帳簿

- 法人登記の登記簿
- 登記簿以外の帳簿
- 登記簿の滅失
  - 登記簿の全部（又は一部）滅失による登記の回復についての報告書

- 登記簿等の保管期間

### 第2 法人登記手続通則

#### 1 概説

- 法人登記の手続
- 2 登記申請手続（登記申請）
  - 登記の申請人
  - 登記の申請方法
  - 1通の申請書で数個の登記を申請する場合
    - 一般社団法人変更登記申請書

- 役員等の婚姻前の氏の記録の申出（登記期間）
- 登記期間の起算日
- 登記の懈怠
  - 登記期間懈怠通知書（登記申請書及び添付書類）

- 登記申請書の作成上の留意点
- 法人登記の添付書類
  - 委任状
  - 定款変更認可書

- 法人の代表者の辞任届に市町村長の作成に係る印鑑証明書の添付を要する場合
- 添付書面の援用
  - 一般財団法人登記申請書

- 添付書面の原本還付
- 登記申請書に添付すべき電磁的記録
  - 商業登記規則第36条第2項等の規定による電磁的記録に情報を記録する方式等を定める件

- 本人確認証明書（登記免許税）
- 法人登記と登録免許税
  - 登録免許税額（登記事務のコンピュータ化と登記申請）

- 登記の申請の方法
- 3 印鑑の届出

- 印鑑の届出
  - 印鑑（改印）届書
- 改印・廃印の届出
  - 印鑑・印鑑カード廃止届書

- 4 登記申請の取下げ及び却下
- 登記申請の取下げ及び却下
- 登記申請の取下げの取下手続
  - 取下手続

- 登記申請の却下の取下手続
  - 却下決定書
- 登記申請の却下事由

- 5 登記の更正及び抹消
- 登記の更正及び抹消
- 更生登記の手続
  - 登記の更正申請を促すための通知書
  - 登記更生許可申出書

- 抹消登記の手続
  - 登記抹消通知書
  - 異議申立却下決定書

- 6 登記簿の閲覧・公開等の請求

- 登記内容の公開方法
- 登記簿及び附属書類の閲覧
  - 登記事項要約書交付・登記簿閲覧申請書
  - 附属書類閲覧申請書

- 登記事項証明書の交付申請
  - 登記事項証明書・登記簿謄抄本・概要記録事項証明書交付申請書

- 登記事項に関する各種証明の種類と交付申請方法

- 登記事項証明書の種類
- 印鑑証明書の交付申請
  - 印鑑証明書交付申請書
  - 印鑑カード交付申請書
  - 印鑑カード受領書（再交付）

- 7 審査請求
- 審査請求の対象となる登記官の処分
- 審査請求の手続
- 審査庁の審査
  - 審査請求の裁決書

- 8 オンラインによる登記申請・証明書の請求等
- オンラインによる申請
- オンライン登記申請及び証明書オンライン請求
  - 電子証明書発行申請書
  - 電子証明書使用廃止届
  - 電子証明書使用再開届
  - 識別符号（休止届出用暗証コード）の変更届

- 登記すべき事項のオンライン提供による登記申請
- オンライン登記情報提供制度

## 第2章 一般社団法人・一般財団法人等の登記

### 第1 一般社団法人・一般財団法人の登記

#### 1 概説

- 一般社団法人・一般財団法人の意義
- 2 一般社団法人の登記（設立の登記）
  - 一般社団法人の定款
    - 一般社団法人定款例
  - 一般社団法人の設立と登記申請手続
    - 一般社団法人設立登記申請書
  - 一般社団法人の登記事項（変更の登記）
    - 一般社団法人変更登記申請書

- 一般社団法人の名称等の変更と登記申請手続
- 一般社団法人の貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項の設定と登記申請手続

- 一般社団法人の機関設計と登記
- 理事会設置一般社団法人以外の一般社団法人の理事及び代表理事の登記申請手続

- 一般社団法人の会計監査人の任免と登記申請手続
- 監事の就任による変更登記
- 理事会設置一般社団法人の理事及び代表理事の登記申請手続

- 一般社団法人の合併と登記申請手続
- 一般社団法人の合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般社団法人の解散及び清算人の就任と登記申請手続

- 一般社団法人解散登記申請書
- 一般社団法人清算人兼任登記申請書
- 一般社団法人清算人変更登記申請書

- （清算終了の登記）
- 一般社団法人の清算終了と登記申請手続
- 一般社団法人清算終了登記申請書

- （継続の登記）
- 一般社団法人の継続と登記申請手続
- 一般社団法人継続登記申請書

- 3 一般財団法人の登記（設立の登記）
- 一般財団法人の定款
  - 一般財団法人の定款例
- 一般財団法人の設立と登記申請手続
- 一般財団法人設立登記申請書

- 一般財団法人の登記事項（変更の登記）
- 一般財団法人の名称等の変更と登記申請手続
- 一般財団法人変更登記申請書

- 一般財団法人の貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項の設定と登記申請手続
- 一般財団法人変更登記申請書

- 一般財団法人の合併と登記申請手続
- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 一般財団法人合併による設立登記申請書
- 一般財団法人合併による設立登記申請書

- 第3 特例社団法人・特例財団法人に関する登記

- 1 概説
- 特例民法法人に関する経過措置
- 2 登記手続
- 特例民法法人の登記手続
- 特例財団法人の評議員の登記

- 3 解散及び清算
- 特例民法法人の解散及び清算

- 4 移行の登記
- 一般社団法人・一般財団法人への移行の登記申請手続
- 特例社団法人の名称変更による一般社団法人設立登記申請書
- 名称変更による特例社団（財団）法人解散登記申請書

- 特例民法法人の公益社団法人・公益財団法人への移行の登記申請手続
- 特例社団法人の名称変更による公益社団法人設立登記申請書
- 名称変更による特例社団（財団）法人解散登記申請書

- 4 旧有限責任中間法人に関する登記
- 旧有限責任中間法人の一般社団法人への変更登記申請

## 第3章 医療法人の登記

- 第1 概説
- 医療法人の意義
- 医療法人の登記事項
- 医療法人の登記

- 2 設立の登記
- 医療法人の設立と登記申請手続
- 医療法人設立登記申請書

- 医療法人の定款・寄附行為
- 医療法人定款例
- 医療法人寄附行為例

- 3 変更の登記
- 医療法人の名称等の変更と登記申請手続
- 医療法人変更登記申請書

- 医療法人の主たる事務所の移転と登記の申請手続
- 医療法人主たる事務所移転登記申請書

- 医療法人の従たる事務所の設置・移転・廃止と登記申請手続
- 〔従たる事務所設置の場合〕
- 医療法人従たる事務所設置登記申請書

- 医療法人の事務所地の番の変更・住居表示の実施と登記申請手続
- 〔地番変更の場合〕
- 医療法人変更登記申請書

- 医療法人の理事長の氏名・住所の変更と登記申請手続
- 医療法人変更登記申請書

- 医療法人の理事長の選出及び解職等と登記申請手続
- 医療法人変更登記申請書

- 4 合併の登記
- 第4の2 吸収分割の登記
- 第4の3 新設分割の登記
- 第5 解散及び清算人の登記
- 第6 清算終了の登記

- 第4章 学校法人の登記
- 第1 概説
- 第2 設立の登記
- 第3 変更の登記
- 第4 組織変更の登記
- 第5 合併の登記
- 第6 解散及び清算人の登記
- 第7 清算終了の登記

- 第5章 社会福祉法人の登記
- 第1 概説
- 第2 設立の登記
- 第3 変更の登記
- 第4 合併の登記
- 第5 解散及び清算人の登記
- 第6 清算終了の登記

- 第6章 特定非営利活動法人（NPO）の登記
- 第1 概説
- 第2 設立の登記
- 第3 変更の登記

- 第4 合併の登記
- 第5 解散及び清算人の登記
- 第6 清算終了の登記

- 第6章の2 管理組合法人等の登記
- 第1 概説
- 第2 設立の登記
- 第3 変更の登記
- 第4 解散及び清算人の登記
- 第5 清算終了の登記

- 第7章 中小企業団体等の登記
- 第1 概説
- 第2 設立の登記
- 第3 変更の登記
- 第4 優先出資の登記
- 第5 合併の登記
- 第6 移行の登記
- 第7 組織変更の登記
- 第7の2 参事の登記
- 第8 解散及び清算人の登記
- 第9 清算終了の登記

- 第8章 農業協同組合等の登記
- 第1 概説
- 第2 設立の登記
- 第3 変更の登記
- 第4 優先出資の登記
- 第5 合併の登記
- 第6 移行の登記
- 第7 組織変更の登記
- 第8 参事の登記
- 第9 新設分割の登記
- 第10 解散及び清算人の登記
- 第11 解散及び清算人の登記
- 第12 みなし解散及び継続の登記
- 第13 清算終了の登記

- 第8章の2 消費生活協同組合の登記
- 第1 概説
- 第2 設立の登記
- 第3 変更の登記
- 第4 合併の登記
- 第5 解散及び清算人の登記
- 第6 清算終了の登記

- 第9章 宗教法人の登記
- 第1 概説
- 第2 設立の登記
- 第3 変更の登記
- 第4 合併の登記
- 第5 解散及び清算人の登記
- 第6 清算終了の登記

- 第10章 〔欠〕

- 第11章 税理士法人の登記
- 第1 概説
- 第2 設立の登記
- 第3 変更の登記
- 第4 合併の登記
- 第5 解散及び清算人の登記
- 第6 清算終了の登記

- 第12章 弁護士法人の登記
- 第1 概説
- 第2 設立の登記
- 第3 変更の登記
- 第4 合併の登記
- 第5 解散及び清算人の登記
- 第6 清算終了の登記

- 第12章の2 特許業務法人の登記
- 第1 概説
- 第2 設立の登記
- 第3 変更の登記
- 第4 優先出資の登記
- 第5 合併の登記
- 第6 支配人の登記
- 第7 解散及び清算人の登記
- 第8 清算終了の登記

- 第13章 司法書士法人の登記
- 第1 概説
- 第2 設立の登記

- 第3 変更の登記
- 第4 合併の登記
- 第5 解散及び清算人の登記
- 第6 清算終了の登記

- 第13章の2 行政書士法人の登記
- 第1 概説
- 第2 設立の登記
- 第3 変更の登記
- 第4 合併の登記
- 第5 解散及び清算人の登記
- 第6 清算終了の登記

- 第14章 社会保険労務士法人の登記
- 第1 概説
- 第2 設立の登記
- 第3 変更の登記
- 第4 合併の登記
- 第5 解散及び清算人の登記
- 第6 清算終了の登記

- 第15章 土地家屋調査士法人の登記
- 第1 概説
- 第2 設立の登記
- 第3 変更の登記
- 第4 合併の登記
- 第5 解散及び清算人の登記
- 第5の2 継続の登記
- 第6 清算終了の登記

- 第16章 監査法人の登記
- 第1 概説
- 第2 設立の登記
- 第3 変更の登記
- 第4 合併の登記
- 第5 解散及び清算人の登記
- 第6 清算終了の登記
- 第7 監査法人の種類の変更の登記

- 第17章 有限責任事業組合の登記
- 第1 概説
- 第2 設立の登記
- 第3 変更の登記
- 第4 組合員の変更に関する登記
- 第5 解散及び清算人の登記
- 第6 清算終了の登記

- 第17章の2 投資事業有限責任組合の登記
- 第1 概説
- 第2 設立の登記
- 第3 変更の登記
- 第4 無限責任組合員の変更に関する登記
- 第5 解散及び清算人の登記
- 第6 清算終了の登記

- 第18章 水産業協同組合の登記
- 第1 概説
- 第2 漁業協同組合の設立の登記
- 第3 変更の登記
- 第3の2 優先出資の登記
- 第4 移行の登記
- 第5 合併の登記
- 第6 解散及び清算人の登記
- 第7 清算終了の登記
- 第8 組織変更の登記

- 第19章 信用金庫の登記
- 第1 概説
- 第2 設立の登記
- 第3 変更の登記
- 第4 優先出資の登記
- 第5 合併の登記
- 第6 支配人の登記
- 第7 解散及び清算人の登記
- 第8 清算終了の登記

- 付録

- ※第3章第3までの細目次を掲載し、以降は省略してあります。また内容を一部変更することがありますので、ご了承ください。